

いつまでも住み続けたい「栗山」をつくる。

栗山町

じ　ち　き　ほん　じょう　れい

自治基本条例

情報共有 まちを知り

町民参加 参加してつくる

～ 町民・議会・行政 みんなで進めるまちづくりのルール ～



平成25年4月1日より「栗山町自治基本条例」施行

条例とは、国の法律とは別に、町がつくるルールです。自治基本条例は、栗山町のまちづくりを進めるための基本的なルールを定めた“まちの憲法”ともいわれるものです。

◀ 北海道栗山町

自治基本条例 とは



- 町民参加でより良い「町政＝町の仕事」を進める。

「情報共有」と「町民参加」の仕組み

- ・ 町民が、町の仕事をわかりやすく知ることができる仕組み
- ・ 町民が、町の仕事に参加し、意見などを伝えることができる仕組み

どうする？

充実させて、将来にわたって約束するもの

条例(ルール)にすることで、町の仕事を進める議会・行政に責任が生まれ、町民の知る権利、参加する権利が将来にわたって守られます。

どうなる？

町民の期待に応える、より良い町の仕事が進められる。

広く町民の知恵や経験を集めて、町長がまとめ・提案し、議会が決定することで、町の仕事をより良いものにし、町民の期待に応える住み良い町をつくります。

少子高齢・人口減少が加速化し、町財政も厳しくなるなか、地域の課題を地域住民自らが考え、決めて解決していくことが求められています(地方分権)。
町民だれもが誇りをもち、いつまでも住み続けたいと思える町にするため、選挙で選ばれた議会(議員)や町長が、町民と共に考え、町の方針を決めていきます。

町の仕事に「参加」する方法



【議会への参加】意見がどのように反映されたか

その1

議会広報を見たり、議会の傍聴やインターネット中継で、議論の内容や決定したことを理解する。

その2

議会報告会に参加する。

その3

- ・ 議員との懇談会(一般会議)に参加し、意見や提案をする。
- ・ 議会モニターになる。



▲議会報告会

● 町民の「権利と役割」、議会と行政の「^{せき}務」を定める。

【町民の権利】

- 町の仕事について「知る権利」があります。
- 町の仕事に「参加する権利」があります。
- * 町の仕事への不参加や、意見の内容を理由に不利益を受けません。

町 民

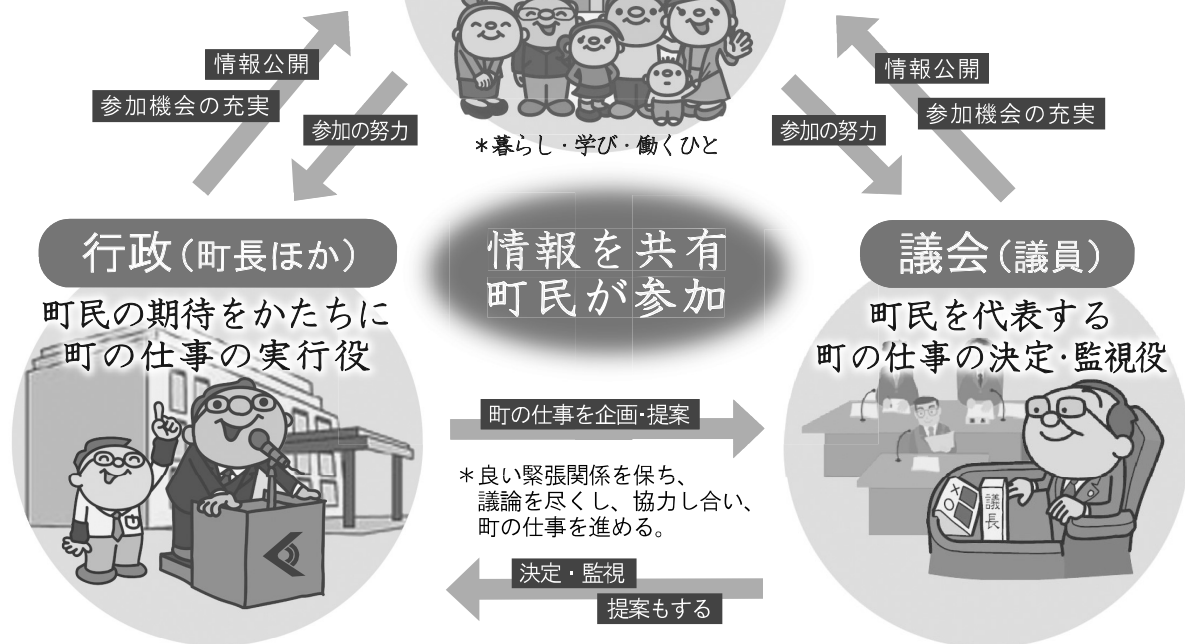
一人ひとりが主役
町の仕事に参加し、
意見や提案をする



*暮らし・学び・働くひと

【町民の役割】

- 町の仕事に関心を持ち、情報を得る努力をします。
- 町の仕事に参加し、意見や提案などをする努力をします。
- 参加する場合は、責任ある発言と行動をします。



【行政の責務】

- 町の仕事の情報を分かりやすく公開します。
- 町民が参加できる機会を充実し、その意見などを尊重して仕事を進めます。
- 職員は研さんに努め、能力を高めます。
- 職員間の連携を図り、課題に的確に対応します。
- 町民と信頼関係をつくり、連携して仕事を進めます。

【議会の責務】

- 行政の進める仕事を監視するとともに、必要な取り組みを提案します。
- 議会で決定した内容、話し合いの経過などを、町民に分かりやすく伝えます。
- 議会の活動に町民が参加できるようにします。
- 議員相互の自由な議論を大切にします。
- 議員が町民の意見などを把握し、活動に活かします。

【行政への参加】町の仕事に意見・提案を

- その1 町広報や町ホームページなどを見て、町の課題や取り組みを理解する。
- その2 行政から届いたアンケートなどに答える。
- その3 説明会やまちづくり懇談会などに参加する。課題や取り組みに対して意見や提案をする。
- その4 町の審議会・委員会などに委員として参加して、知識を深めながら、共に町の取り組みを考える。



▲まちづくり懇談会



▲審議会・委員会

この条例で、 取り組む内容



●町の仕事の「情報公開」と「町民参加」を充実します。

一年間の町の仕事と予算がわかる

▶「知っておきたいまちの予算」を配布

毎年4月に、その年度の主な取り組みや予算の使いみちを、分かりやすく説明した冊子をつくり、主要施設での配布及び町ホームページにて掲載しています。福祉、教育、産業など…自分に身近なことや、関心のあることから読んでみましょう。

今年の町の
仕事は…



誰でも参加できる、行政（町長）との対話の場

▶町長の「まちづくり懇談会」を充実

毎年、春と秋に地域ごとにきめ細かく開催します。
町の課題や取り組みについて分かりやすく説明します。
お気軽にご参加ください。

6月頃

その年度に行う主な取り組みや町政課題などについて説明します。

（北部・中部・南部の各地域で開催します。）

10月頃

次の年度の取り組みに対して、広く意見を集めます。
その結果を尊重して予算をつくります。



関心のあるテーマで、ひざを交えて対話する場

▶「出前型の説明会・懇談会」を充実

福祉、教育、産業など…各分野のサークル・団体の皆さんなどと、小規模・出前型でひざを交えて意見交換ができる仕組みを充実します。内容によって、町長または役場の担当者が取り組みを説明し、意見交換をします。

町民からの申し出を受けるほか、行政からお声がけします。



町の仕事の企画や評価などに参加できる場

▶ 町の「しんぎかい審議会・委員会」 の委員公募などを推進

【審議会・委員会とは？】

福祉、教育、産業など…各分野の取り組みを進めていくうえで、さまざまな立場の町民から意見や提案を受けるため、行政が設置する組織です。



委員の公募 委員には原則、公募により選ばれた委員を含めます。

偏りのないように 委員の構成は、地域・年齢・性別などに偏りのないようにします。

重複を最小限に 多くの町民が参加できるように、委員の重複を必要最小限にします。

▶ 「審議会・委員会」の会議を原則公開

個人のプライバシーに関わる内容や、特定の個人や団体に悪影響をおよぼす危険性がある場合などを除き、町民は会議を傍聴できます。

特に！ **重要な事項**を決めるときは、
検討段階からの情報公開、町民参加を約束。

町の仕事の方針を定める計画をつくるとき、見直すとき
福祉、教育、産業など、各分野の基本方針や取り組みを定める計画の策定と改定

町民生活に影響する条例などをつくるとき、見直すとき
町民に義務を課したり、権利を制限する内容の条例などの制定と改廃

広く町民が利用する施設をつくるとき、なくすときなど
公民館、公園、図書館など、広く町民が利用できる施設の新設や廃止など

その他、町民生活に大きく影響することを決めるとき
市町村合併を検討する場合、町の将来に影響の大きい取り組みなど

〇〇施設建設計画



【情報公開(共有)】



計画などの案を公表…
情報提供の充実

【町民参加(意見等)】



町民の意見を聴く…
参加機会の充実

【町長がまとめ判断】



町長が最良の判断！
(多様な意見を踏まえ)

【議会が最終決定】



議会が責任ある決定
(住民に経過と結果報告)

* 自然災害への対応など、緊急な対応が必要な場合は、町民参加ができない場合もあります。

その他のこの条例にある決まりごと



町の最も重要な計画

▶「栗山町総合計画」に基づき、町の仕事を推進

【総合計画とは？】

福祉、教育、産業など…各分野の基本的な方針や取り組みを定める、町の最上位計画です。

計画の期間	町長の任期に合わせ8年に（4年で中間見直し）
計画と予算	計画にもとづかない取り組みは予算化しない原則
進行を管理	計画の進み具合、成果の状況などを公表
策定の方法	町民、議会、町職員の意見や提案をふまえて町長がまとめる。



町の仕事をしっかり点検して改善

▶「政策評価制度」を充実

総合計画にもとづく取り組みの成果をチェックして、問題点を改善していく「政策評価制度」を実施。
評価の結果は、次年度の予算づくりに活かします。

町民による評価（政策評価委員会）

町では平成22年度から、公募した町民等による政策評価委員会を設けて、町民目線の評価・改善を進めています。



▼政策評価委員会



▶町民からの、日常的な疑問・意見などに、行政は誠実に対応

日常的に町民から寄せられる疑問や意見、町民団体からの提言や要望などがあった場合は、行政は速やかに状況を調べて、「何が問題だったのか？」「できるか否か？」など、誠実に対応します。



子どもが年齢に応じた方法でまちづくりに参加

▶ 子どもの「ふるさと学習」、まちづくり参加を推進



▼自治基本条例を学ぶ（中学3年生）



【子どもとは？】

18歳未満の青少年、児童生徒などをいいます。
「児童福祉法」や「児童の権利に関する条約」における対象年齢に順じています。

学び・体験 学校などのあらゆる教育現場で、ふるさとを学び・体験する機会を提供

参加の機会 学んだことを活かし、町の仕事に参加する機会を提供

子どもの主体性を育む「参加の場」づくりは大人の役割です。町は、子どもたちの声を活かせるように、年齢に応じた身近な課題の設定など、工夫をする必要があります。

重要な課題に対する町民参加の方法の一つ

▶ 住民投票制度

町の将来に大きな影響がある重要な課題について、住民同士や、議会、行政との間に大きな意見の違いがある場合に、議会の決定を経て「住民投票」を行うことができます。



【例えば？】 市町村合併の是非など、町の根幹に関わる問題や、大規模な公共事業の実施など、町財政に大きな影響がある場合などが想定されます。

実施の発議

- ①住民のうち選挙権を有する人（有権者）の1/50の署名を集めて、代表者が「住民投票条例」の制定を、町長に請求したとき。
- ②議員12分の1以上の賛成により、「住民投票条例」の制定を提案したとき。
- ③町長が必要であると判断し、「住民投票条例」の制定を提案したとき。

いずれの場合も、提案を受け、町議会が決定した場合に投票が実施されます。

実施の内容 一般的に、選挙と同様の方法で、「○」「×」の二択形式が想定されます。

結果の尊重 町長と議会は、住民投票の結果を尊重して町の決定をします。

栗山町自治基本条例（前文）

栗山町は、明治21年（1888年）に開拓の鉤がおろされてから今日まで、先人の英知と情熱により幾多の困難を乗り越え、尊い歴史を刻みながら発展してきました。

その先人が守り育てた歴史、文化、伝統を引き継ぎ、「ふるさとは栗山です。」と町民誰もが誇りを持ち、いつまでも住み続けたいと思うことができるまちとするため、栗山町民憲章の理念を尊重し、新たな自治の歩みを進めていかなければなりません。

地方分権の時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任の範囲が広がるとともに、少子高齢化と人口減少の進展や、厳しさを増す地方行財政など、本町を取り巻く社会経済情勢が刻々と変化し、自治の在り方が問われています。

時代に対応し、持続可能な地域社会をつくるためには、町民一人ひとりが自治の主体であることを認識し、自ら考え、行動するとともに、町民、議会、行政がそれぞれの役割を尊重し、相互に補完し合い、協力して町政を進めていかなければなりません。

主権者である町民の参加による自律したまちづくりの推進を、町民、議会、行政が共有する基本理念とし、実現のための仕組みを定め、これを守り育てていくため、ここに栗山町自治基本条例を定めます。

栗山町自治基本条例のあらまし（構成）

基本原則

情報共有の原則

町民・議会・行政が情報を共有

町民参加の原則

町民参加による町政運営

主体の役割

町民の権利と役割

知る権利・参加する権利

議会の役割と責務

情報公開・参加機会の提供

行政の役割と責務

情報公開・参加機会の提供

制度・仕組み

情報の共有

- 町による情報公開の充実と個人情報の保護
- 審議会・委員会などの会議の公開
- 町による適切な情報収集と管理

町民参加の推進

- 町の重要事項への町民参加を保障
- 町民意見等に対する検討結果の公表
- 審議会・委員会等の委員選任（公募等）

住民投票制度

- 直接的な町民参加の方法
- 投票結果の尊重

議会運営

*議会基本条例に定める。

行政運営

- 健全な財政運営
- 政策評価制度の充実
- 行財政改革の推進
- 公正で簡素な行政手続
- 町民への誠実な対応 など

地域コミュニティ

- 町民による自治活動の推進

栗山町議会基本条例

- 議会活動の情報公開
（議会報告会、議会中継など）
- 議会活動への町民参加推進
（一般会議、モニター制度など）

総合計画

- 総合計画に基づく予算化
- 進行管理と成果公表 など

町民生活の安全確保

他の自治体等との連携



栗山町自治基本条例パンフレット 令和2年8月発行

～ 町民・議会・行政 みんなで進めるまちづくりのルール ～